

取引相場のない株式の 評価への指摘

会計検査院は、相続等で取得した取引相場のない株式の評価方法についての指摘を行いました。会計検査院からの指摘事項は、将来的に税制改正が行われる可能性があります。

はじめに

会計検査院（国の会計が適切に使われているかをチェックする、内閣から独立した機関）は、相続税や贈与税の課税に用いられる「取引相場のない株式」（非上場株式）の評価方法が、公平性や実態反映の面で問題を抱えている可能性を指摘しています。非上場株式は取引市場が存在せず、客観的な株価評価が困難であるため、評価通達に基づいた一定の評価方式が用いられてきました。しかし、社会・経済情勢の変化や企業実態の多様化により、現行方式では必ずしも公正な評価が行われていないケースがあると指摘されています。

を参考に定められました。

当時の日本は高金利時代で、長期預金金利が6～7%前後で推移していたことから、10%という還元率設定にも一定の合理性がありました。しかし、現在では長期金利は1%未満の超低金利が長く続き、資本コストや期待収益率は大きく変化しています。こうした時代背景の変化を踏まえないうまま、依然として10%という高い還元率を用い続けるのは、実態とかけ離れた評価額を生み出しかねません。

原則的評価方式の問題点と背景

非上場株式の評価方法は主に、「**原則的評価方式**」と「**特例的評価方式**」に分類されます。原則的評価方式には、以下の2種類があります。

会計検査院の指摘

これらの問題点を踏まえ、会計検査院は国税庁に対し、非上場株式の評価方法について以下の点を考慮して、評価制度のあり方を検討するよう求めています。

類似業種比準方式: 上場企業の類似業種株価や発行会社の利益水準、配当額、純資産額といった指標を基準に、評価額を算定する方式です。

純資産価額方式: 対象会社の純資産（総資産から負債を引いた額）を基礎とする評価方法です。

- 異なる規模区分の発行会社が発行した非上場株式を取得した者間での評価の公平性
- 社会経済の変化を考慮すること

会計検査院の調査によれば、発行会社の規模が大きいほど、評価額が相対的に低く算定される傾向が確認されました。これは、類似業種比準価額の算定方法や評価通達の改正が、発行会社の実態を適切に反映していない可能性があるためと会計検査院は指摘しています。

この指摘を受け、国税庁は非上場株式の評価方法について実態の把握に努めるとしています。今後、評価方法の見直しや改善が行われる可能性があり、その動向が注目されています。非上場株式の評価方法は、相続税や贈与税の課税に直接影響を及ぼす重要な要素です。会計検査院の指摘は、現行の評価方法が必ずしも公平性や実態を反映していない可能性を示しており、将来的には税制改正が行われる可能性があります。同族企業のオーナーはこの税制改正を見越した上で自社株の承継について考えていかなければなりません。

特例的評価方式と還元率の時代的乖離

一方、特例的評価方式では「**配当還元方式**」が用いられるケースがあり、この方式では還元率を一律10%としています。これは同族会社において、同族株主以外が所有する非上場株式など特定のケースに適用される方式で、昭和39年（1964年）の財産評価基本通達制定時の金利水準

